

旧優生保護法訴訟静岡地裁判決を歓迎する弁護士声明

1 2023年（令和5年）2月24日、静岡地方裁判所は、旧優生保護法に基づき強制不妊手術を受けさせられた原告が国に対して国家賠償請求を提起した訴訟について、旧優生保護法の違憲性を認め、更には除斥期間の適用を制限する英断をし、原告の訴えを認めた。

2019年（平成31年）1月29日に提訴した本訴訟は、4年の歳月を経て原告の救済が実現した。全国において、旧優生保護法の被害者の原告が勝訴した判決は4件目となる。静岡弁護士団は静岡地裁判決を歓迎する。

2 本判決は、旧優生保護法は憲法13条及び14条に反することを認め、優生手術は当時の厚生大臣の注意義務に違反して推進する政策を実施した結果として行われたものであり、国には国家賠償法上の違法性が認められるとした。そして、国が全国的かつ組織的な政策によって被害者において憲法違反が明白な旧優生保護法に基づく優生手術が強いられた事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために被害者がその事実を知ることができなかつたのであるから、除斥期間の効果を制限するのが相当だとし、損害賠償請求権が消滅していないと断じた。

3 全国の旧優生保護法訴訟において被害者救済の最大の障壁である除斥期間の適用について、それを制限する判決は、2022年（令和4年）2月22日の大阪高等裁判所、同年3月11日の東京高等裁判所、同年9月22日の大阪地方裁判所、2023年（令和5年）1月23日の熊本地方裁判所に引き続いて静岡地方裁判所が5件目である。司法は、正義公平の観点から、旧優生保護法の被害者を救済するという姿勢を完全に固めたというべきである。

従って、国に対しては、本判決の内容を真摯に受け止め、控訴することなく確定させ、一刻も早い原告の救済を求める。そして、他地域で争われている裁判においても控訴及び上告を取り下げ、旧優生保護法の被害者の一律救済を実現するよう強く要請する。

- 4 当弁護団は、すべての旧優生保護法の被害者の救済を実現するとともに、優生思想および障害者に対する差別偏見の解消に向けて、引き続き尽力する決意である。

2023年（令和5年）2月24日

旧優生保護法被害静岡弁護団

団長 大橋 昭夫